

株式会社みずほ銀行が組成した預金商品の Mizuho インパクト預金フレームワークに対する適合性評価

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社みずほ銀行がインパクト預金フレームワークを参照して組成した預金商品について適合性評価を実施しました。

<要約>

本第三者意見書は、株式会社みずほ銀行が2024年10月10日～2025年3月31日に募集した預金商品（本預金）について、みずほ銀行が公表したMizuhoインパクト預金フレームワーク（本フレームワーク）への適合性を評価したものである。

株式会社日本格付研究所（JCR）は2025年7月10日にJCRサステナブル預金フレームワーク評価手法を新設し、サステナブル預金フレームワークに係る評価手法（本評価手法）を定めている。本評価手法ではサステナブル預金フレームワークが具備すべき項目として「調達資金の用途」「ファイナンスの選定プロセス」「調達資金の管理体制」「レポーティング」の4つを定めること求めている。本第三者意見書では、これら4つの項目に即して下記の内容を確認した。

1. 調達資金の用途

本預金の資金用途となったプロジェクトが本フレームワークで定める適格クライテリアを満たすファイナンスに充当されているか。

2. ファイナンスの選定プロセス

本預金の組成にかかるプロセスが、事前に定められた意思決定プロセスに従い、適切な承認者の下で実施されたか。

3. 調達資金の管理体制

本預金によって調達された資金が、本フレームワークに定める資金管理体制の下、適切な管理が実施されているか。

4. レポーティング

みずほ銀行が実施する本預金にかかるレポーティング内容が、本フレームワークに定めるレポーティング項目を充足するか。

上記の確認の結果、JCRは本預金が本フレームワークに定める内容へ適合しているとともに、本評価手法が求める要件を満たしていることを確認した。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見

評価対象：株式会社みずほ銀行が組成した預金商品の
Mizuho インパクト預金フレームワークに対する適合性評価

2025年8月25日
株式会社 日本格付研究所

目次

<要約>.....	- 3 -
I. 本第三者意見の位置づけと目的	- 4 -
II. 本第三者意見における確認項目	- 4 -
III. 本評価対象.....	- 5 -
IV. 本フレームワークとの適合性確認	- 5 -
1. 調達資金の使途.....	- 5 -
2. ファイナンスの選定プロセス.....	- 5 -
3. 調達資金の管理体制	- 6 -
4. レポーティング.....	- 6 -
V. 結論.....	- 6 -

<要約>

本第三者意見書は、株式会社みずほ銀行が 2024 年 10 月 10 日～2025 年 3 月 31 日に募集した預金商品（本預金）について、みずほ銀行が公表した Mizuho インパクト預金フレームワーク（本フレームワーク）への適合性を評価したものである。

株式会社日本格付研究所（JCR）は 2025 年 7 月 10 日に JCR サステナブル預金フレームワーク評価手法を新設し、サステナブル預金フレームワークに係る評価手法（本評価手法）を定めている。本評価手法ではサステナブル預金フレームワークが具備すべき項目として「調達資金の使途」「ファイナンスの選定プロセス」「調達資金の管理体制」「レポートニング」の 4 つを定めること求めている。本第三者意見書では、これら 4 つの項目に即して下記の内容を確認した。

1. 調達資金の使途

本預金の資金使途となったプロジェクトが本フレームワークで定める適格クライテリアを満たすファイナンスに充当されているか。

2. ファイナンスの選定プロセス

本預金の組成にかかるプロセスが、事前に定められた意思決定プロセスに従い、適切な承認者の下で実施されたか。

3. 調達資金の管理体制

本預金によって調達された資金が、本フレームワークに定める資金管理体制の下、適切な管理が実施されているか。

4. レポートニング

みずほ銀行が実施する本預金にかかるレポートニング内容が、本フレームワークに定めるレポートニング項目を充足するか。

上記の確認の結果、JCR は本預金の本フレームワークに定める内容へ適合しているとともに、本評価手法が求める要件を満たしていることを確認した。

I. 本第三者意見の位置づけと目的

本第三者意見書は、株式会社みずほ銀行が2024年10月10日～2025年3月31日に募集した預金商品（本預金）について、みずほ銀行が公表したMizuhoインパクト預金フレームワーク（本フレームワーク）¹への適合性を評価したものである。

株式会社日本格付研究所（JCR）は、本フレームワークに対して、2024年10月8日に、環境省の「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示された定義を満たすことに係る第三者意見を公表した。みずほ銀行は、本フレームワークにおいて、本預金の資金管理状況と本預金のもたらすインパクトについてJCRより毎年レビューを受けることを定めている。

JCRは2025年7月10日にJCRサステナブル預金フレームワーク評価手法を新設し、サステナブル預金フレームワークに係る評価手法（本評価手法）を定めている。本評価手法ではサステナブル預金フレームワークが具備すべき項目として「調達資金の用途」「ファイナンスの選定プロセス」「調達資金の管理体制」「レポートニング」の4つを定めること求めている。本第三者意見書では、これら4つの項目に基づき、以下の内容を確認する。

II. 本第三者意見における確認項目

本第三者意見書における確認項目は以下のとおりである。

1. 調達資金の用途

本預金の資金用途となったプロジェクトが本フレームワークで定める適格クライテリアを満たすファイナンスに充当されているか。

2. ファイナンスの選定プロセス

本預金の組成にかかるプロセスが、事前に定められ意思決定プロセスに従い、適切な承認者の下で実施されたか。

3. 調達資金の管理体制

本預金によって調達された資金が、本フレームワークに定めた内容に即して適切に管理が行われているか。

4. レポートニング

みずほ銀行が実施する本預金にかかるレポートニング内容が、本フレームワークに定める項目を充足するか。

¹ Mizuho インパクト預金フレームワーク

https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/sustainability/impactdeposit/pdf/mhbk_impactdeposit_framework.pdf

III. 本評価対象

本預金の概要は、以下のとおりである。

表 1：本預金の概要

商品名	募集期間	預金残高
Mizuho インパクト預金	2024年10月10日～2025年3月31日	56,990百万円 ²

IV. 本フレームワークとの適合性確認

1. 調達資金の使途

本預金の資金充当状況（2025年3月末時点）は下表のとおりである。JCRは、資金使途の対象となったプロジェクトについて、そのすべてが外部評価機関から国際原則等に対する適合性に係る第三者意見を取得したファイナンス（適格インパクトファイナンス）であり、本フレームワークに定める内容に準拠していることを確認した。

表 2：本預金に係る融資額一覧³

インパクト預金残高 (A)		56,990百万円
適格インパクトファイナンスの投融資残高 (B)	Mizuho ポジティブ・インパクトファイナンス	185,588百万円
	Mizuho ポジティブ・インパクトファイナンス PRO	5,667百万円
	Mizuho Eco Finance	1,068,118百万円
	合計	1,259,373百万円
インパクト預金充当割合 (A÷B)		4.5%

2. ファイナンスの選定プロセス

適格インパクトファイナンスに該当する商品は、商品所管部にて部長決裁を得た上で、関係所管部からの部長決裁を得ることで追加される。また、毎年3月末、9月末の適格インパクトファイナンスの残高及び当該時点でのMizuho インパクト預金の預入残高を踏まえ、必要に応じて預金募集額の見直しが実施される。預金募集額の見直しは商品所管部及び対顧業務部の部長決裁を得て実施される。

JCRは本預金にかかるプロセスが、事前に定められ上記の意思決定プロセスに従い、適切な承認者の下で実施されたことを確認した。

² 2025年3月末時点の残高

³ みずほ銀行レポーティング

3. 調達資金の管理体制

みずほ銀行は、本フレームワークにて、本預金が残存している限り、行内の融資データシステムとその出力情報を基に、全適格インパクトファイナンスごとに、融資に係るリストを管理することを定めている。本リストにより、インパクト預金による調達金額が適格インパクトファイナンス残高を超過しないことを確認する。

JCR は、本預金の調達資金が上記の方法によって管理され、2025 年 3 月末時点において適格インパクトファイナンスの投融資残高が本預金の預金残高を上回っていることを確認するとともに、募集期間を通じてその状態が維持され続けたことを、みずほ銀行へのヒアリングを通じて確認した。

以上より、JCR は本預金の資金管理体制は本フレームワークに適合していると確認した。

4. レポーティング

みずほ銀行は、本フレームワークにて、インパクト預金の残高が存在する限り、本預金の資金管理状況及び本預金で調達した資金の投融資によって発現したインパクトについて、年 1 回ホームページで公表を行うことを定めている。主な開示項目は以下のとおりである。

- ・ 本預金の残高、充当金額及び未充当金額
- ・ 適格インパクトファイナンスの投融資残高及びインパクト預金の充当割合
- ・ インパクト預金の残高が適格インパクトファイナンスの投融資残高を超過していないこと
- ・ 適格インパクトファイナンスの投融資実績

JCR は、みずほ銀行のレポーティング内容について、本フレームワークで定める開示事項が満たされていることを確認した。本預金のインパクトは、適格インパクトファイナンスの投融資実績として金融商品毎に開示され、ファイナンスで設定された KPI のトピックや、取り組みの進展状況が開示される。

以上より、JCR は本預金のレポーティングは本フレームワークに適合していると確認した。

V. 結論

上記の確認の結果、JCR は、本預金の本フレームワークに適合しており、かつ本評価手法が求める要件を満たしていることを確認した。

(担当) 菊池 理恵子・稲村 友彦

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する第三者意見は、事業主体の策定したサステナブル預金フレームワークへの適合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該評価対象がもたらす環境改善効果・社会的便益を示すものではありません。

本第三者意見は、依頼者である事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、当該フレームワークに基づく預金によって調達された資金の充当によるポジティブな効果、又は充当された資金が環境・社会に及ぼす改善効果を証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が事業主体の設定する指標を達成する程度について、JCR は事業主体または事業主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であると問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるサステナブル預金フレームワークにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が組成した預金商品のサステナブル預金フレームワークへの適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：サステナブル預金フレームワークを策定した金融機関をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル